

# 羽曳野市議会議員一般選挙の投票日は8月30日(日)

【告示日】 8月23日(日)  
 【投票日】 8月30日(日) 各投票所で  
 午前7時から午後8時まで  
 【開票日時】 8月30日(日) 午後9時から  
 【開票場所】 羽曳野市西浦 1047番地  
 羽曳野市立市民体育館にて  
 【立候補予定者説明会】  
 7月16日(木) 午後2時00分から  
 羽曳野市役所別館3階会議室にて

※期日前投票所が変わります。(支所では投票できませんので、ご注意ください。)

| 期日前投票所施設名                          | 所在地           | 設置期間                     |
|------------------------------------|---------------|--------------------------|
| 羽曳野市役所 本庁4階会議室                     | 誉田4丁目1番1号     | 8月24日(月)から<br>8月29日(土)まで |
| 羽曳野市立総合スポーツセンターはびきのコロセラム 1階<br>幼児室 | 南恵我之荘4丁目237-4 | 8月24日(月)から<br>8月29日(土)まで |

(選挙管理委員会 ☎958-1111)

## 国保若年被保険者健診受診意向調査を実施しました！ 羽曳野市役所保険年金課

平成21年3月、特定健診(メタボ健診)の受診率向上等を目的に、受診率の低い若年被保険者(40～59歳)の方を対象に健診受診意向調査を実施しました。アンケート結果は受診率の向上や特定保健指導の実施率の向上に活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。

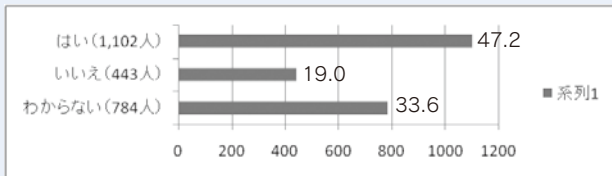
今回アンケート結果の分析などでご協力をいただいている龍谷大学の安西先生から集計結果の一部を頂いておりますので下記のとおり掲載します。

### 国保若年被保険者健診受診意向調査の結果について

龍谷大学社会学部教授安西将也(医学博士)

生活習慣病の早期発見のために健診を受けることは非常に重要です。そこで、羽曳野市では、2009年3月に健診受診率の低い40歳から59歳のすべての国保若年被保険者7,947人に対して健診受診意向調査を実施しました。その結果、回答をいただいたのは2,410件(30.3%)でした。集計結果をご報告いたします。図1で「問28 あなたは羽曳野市の2009年度の特定健診を受診しますか。」とたずねたところ、受診しないと答えた者が439人(19.0%)、また、「わからない」と答えた者が784人(33.6%)もいることがわかりました。まだまだ、健診受診の重要性を理解してもらってないようです。

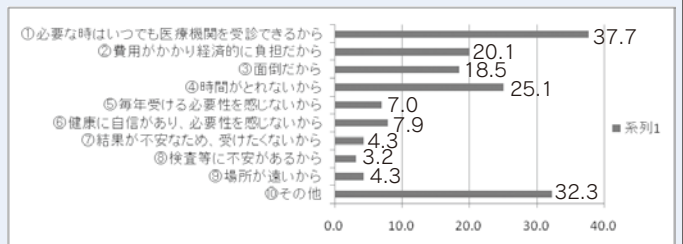
図1 問28 あなたは羽曳野市の2009年度の特定健診を受診しますか。



そこで、図1で特定健診を受診しないと答えた者443人に対して、その理由をたずねたところ、必要な時はいつでも医療機関

を受診できるから37.7%、時間がとれないから25.1%、などの順に多いことがわかりました。人によってさまざまな理由があるようですが、「転ばぬ先の杖」です。

図1 問28補2 あなたが羽曳野市の2009年度の特定健診を受診しない理由を教えてください。



1. 病気が発症してから医療機関を受療すると、健診費用よりもはるかに医療費負担が大きいこと。2. 病気が発症する前に、健診による病気の早期発見・治療は、病気が重篤化しないこと。また、予後も良好で社会復帰が早くなることなどを考えて1年に1度、健診は必ず受けることをお勧めします。

## 障害者自立支援法

### 利用者負担軽減制度変更のお知らせ

平成21年7月から、障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付、旧法施設支援サービスの利用者負担の軽減を受けるための要件が緩和されました。

要件が見直された結果、これまで軽減を受けられなかった方も、新たに軽減を受けられる場合があります。軽減を受けるためには必ず申請が必要です。軽減の適用は原則として申請の翌月からです。

なお、現在、サービスの支給決定を受けている方で、「6月末で軽減の適用期限を迎える方」と「これまで軽減を適用されていなかった方」へは、6月に案内文書を送付させていただいております。

### 変更内容

#### (1) 資産要件の廃止

居住用以外の不動産や一定額以上の預貯金等を持っていても軽減が受けられるようになりました。(収入要件は今までどおりです。)

#### (2) 個別減免〔施設入所、共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)入居の利用者負担上限月額減免〕の収入認定の対象から「心身障害者扶養共済給付金」を除外軽減対象サービス

介護給付・・・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者包括支援、共同生活介護(ケアホーム)、施設入所支援

訓練等給付・・・自立訓練(機能訓練、生活訓練) 宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、共同生活援助(グループホーム)

旧法施設支援(入所、通所)

※地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、生活支援、障害児タイムケアサービス)は従来から資産要件はなく制度変更はありません。

【問合せ】福祉支援課 内線1150～1157